

第 11 章 実費等

第 49 条(実費等の負担)

- 1 収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通通信費、宿泊料、保証金、保管金、供託金その他委任事務処理に要する実費等(以下「実費等」という)については、依頼者の負担とする。
- 2 実費等については、概算により、あらかじめ依頼者から預かることができる。

第 50 条(交通機関の利用)

出張のための交通機関については、最高運賃の等級を利用することができる。